

社会福祉法人真生会 役員等報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真生会の役員及び評議員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の報酬等)

第3条 理事会及び法人業務による会議に出席したときは、役員報酬として次の額を上限として報酬を支払うことができる。

理事会報酬(日額上限)	その他会議(日額上限)	
	居住地が県内の者	居住地が県外の者
20,000円(税抜)	10,000円(税抜)	20,000円(税抜)

2 評議員会及び法人業務による会議に出席したときは、評議員報酬として、次の額を上限として報酬を支払うことができる。

評議員会報酬(日額上限)	その他会議(日額上限)	
	居住地が県内の者	居住地が県外の者
20,000円(税抜)	10,000円(税抜)	20,000円(税抜)

(監事による監査業務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたったときは、次により報酬を支払うことができる。

監査報酬(日額上限)
20,000円(税抜)

(旅費)

第5条 法人が開催する会議及び、法人業務のため出張するときは、旅費実費を支給することができる。

附 則

この規程は平成 29 年 5 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。